食費・居住費の特例減額措置について



　　利用者負担第4段階は食事・居住費の減額対象となりませんが、高齢夫婦世帯等で世帯員の1人が施設に入所したことにより、在宅で生活される世帯員が生計困難となる場合には、食費・居住費を利用者負担第3段階の負担限度額に認定することができます。

特例減額措置対象者



　 次の要件を**すべて満たす方**が対象です。

**①世帯の構成員の数が2人以上いること**

　※配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に１を加えた数が2以上。

　※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。（②～⑥において同じ）

**②介護保健施設に入所していること**

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること。

※ショートステイは含みません。

**③前年の収入が施設利用料を大きく上回らないこと。**

世帯の年間収入（公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額）から、施設の利用負担（施設サービス費の自己負担額・食費・居住費の年額）を除いた額が**80万円以下**となること。

**④世帯の預貯金額等が４５０万円以下であること。**

　　すべての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が**４５０万円以下**であること。

**⑤日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。**

　　すべての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

**⑥介護保険料を滞納していないこと。**

　　すべての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと。



　　**申請に必要なもの**

　　・申請書（介護保険限度額認定申請書【市民税課税層における特例減額措置】）

　　・利用者及び世帯全員の所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書等の写しすべて

　　・施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書等の写し

　　・利用者及び世帯全員の預貯金通帳、有価証券・債券等の写しすべて

　　・利用者及び世帯全員が所有している住宅や土地などの資産が確認できるもの

お問い合わせ先

　相生市役所　長寿福祉室

　TEL:０７９１－２２－７１２４